

# ALPS 処理水の海洋放出に伴う影響を受けた中小企業者への 資金繰り支援について

令和5年11月15日、国は、ALPS処理水の海洋放出に伴い一定の売上等減少が見込まれる中小企業等を対象とした資金繰り支援の一環として、セーフティネット保証2号を発動しました。

以下は、同保証の認定を受けた事業者の皆様にご利用いただける都の資金繰り支援です。

ALPS 処理水…東京電力福島第一原子力発電所で発生した汚染水を多核種除去設備（ALPS：Advanced Liquid Processing System）等によりトリチウム以外の放射性物質を環境放出の際の規制基準を満たすまで繰り返し浄化処理した水

セーフティネット保証2号※の認定を受けた事業者が新たに利用可能な制度融資メニュー

## 経営安定融資（経営セーフ）

対 象：セーフティネット保証にかかる区市町村の認定※を受けた事業者

※認定については区市町村のセーフティネット認定窓口にお問い合わせください。

融資限度額：2億8千万円（組合：4億8千万円）

融資期間：10年以内（据置2年以内）

上限金利：固定1.5%以内～2.0%以内（責任共有対象外）

保証料補助：小規模事業者1/2

※ セーフティネット保証2号の要件：

「事業活動の制限に20%以上依存」かつ「売上▲10%以上」

【参考】～中小企業庁ホームページより抜粋（要約）～

「ALPS処理水の海洋放出に伴うセーフティネット保証2号の発動について」

詳しくは中小企業庁ホームページをご参照ください



ALPS 処理水の海洋放出に伴い、中国等の諸外国政府が実施する日本国からの水産物の輸入規制措置等を行う諸外国の事業者と直接または間接的に一定程度の取引があり、かつ一定の売上等の減少が見込まれる中小企業者等に対し、信用保証協会が一般保証とは別枠で融資額の100%を保証（限度額2.8億円）するセーフティネット保証2号を発動します。（令和5年11月15日官報告示）

その他ご利用可能な制度融資メニューもありますので、都の資金繰り相談窓口まで

東京都中小企業資金繰り相談窓口

受付時間：平日9：00～17：00

東京都産業労働局金融部金融課（新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎19階北側）

電話：03（5320）4877

東京都産業労働局ホームページでもメニューをご確認いただけます。

